		t mea	-	TT.	1997	~	-897	ZELAL Y	29115 F
L	昭和31年2月29日	水曜日	局	蚁	,果	公	쐒	(ザクト)	免107

地方自治法第百九十九条の規定に基き、昭和二十九年度 に係る土木部の定期監査を執行したので、 鳥取県監査公告第百四十二号 の通り公表する。 ◇監査公告 昭和三十一年二月二十九日 局, 鳥取県監査委員 司 監 Ħ の結果公表の結果公表 查 公 次 松 近 大 告 西 本 本 四利 その結果を次 夫 郎 治 管 道 泂 きである。二十九年度における維持修繕費の執行額は 監査概況 道路補修税に依存していたので比較的財源措置は容易 %の低率となつている。もつとも前年度は財源を臨時 余円(執行率九〇・五六%)と比較すると三六・八九 であつたが、 一千五百十三万余円で、予算額に対する執行率は五三 • 六七%である。これを前年度執行額二千五百九十万 道路橋梁修繕費の財源措置については特に配慮すべ 道 港 路 課 本年度は当初全額起債(二千八百四十万 監査委員 課 昭和三十年十一月二十九日監査 同 同 昭和三十年十一月二十九日 執 行 本 年 十一月 月 日 二十日

昭和四年四月十五日第三種郵便物駅で、金曜日發行(但休日に当るときは翌日)

財政措置に遺憾な点がある。 段では到底最底限度の整備も期待できないので改良工 本県道路の現況は毎年僅少な維持修繕費でこそく的手 より起債は全額不承認となり、 事費に充当され 関係特に本年度から揮発油譲与税の一部が道路関係 根本的財源措置につい 一般公共事業と合併施行しているが て検討を望む。

なお本件については当課に

道路関係事

円)をもつて予算措置を講じたが、 つとも土木事業費の大部分が国庫支出金に依存して これに類する補修的のものが三二・二七%である。 事業内容からいつて極めて積極性の強い改良的工事率 する当課の二十九年度事業費率を分析してみるとその 額な施越工事を行い支払を次年度に繰延べている如く 各土木出張所監査に指摘した如く七百余万円という巨 めその執行は前記の通りであつて勢いこのしわよせが (事務雑費も含む) は六七・七三%で現形復旧或い 道路橋梁の整備拡充について一層努力が必要である 県道は約一、七三〇粁であるが、 これらの問題は今後是正 一般財源を充当したた 譲与税の新設等に こ れ K 15 Ь は 忟 兀 Ξ 業は直接県民に及ぼす影響が大であるので適正かつ効 配慮を望む。 率的な執行運営に万全の措置を講ずるよう関係当局 限らず土木部各課の共通的問題であるが、 使用に努力が必要である。

施行監督或いは検収の徹底、工事施行時期、 う努力を望む。 施行工事に対する結果は既に土木出張所監査の際、 到綿密に厳正を期するよう配慮され の選定等については留意するなど各種工事費の効率的 に工事の計画或いは設計に当りその調査の周到、 摘要望した通り未だ留意改善すべき点が少くない。 工事の計画、 設計並びに指導監督 たい ĸ つい 0 二十 ては 請負業者 九年 工事 指 度

を計画的に実施するよう極力政府に対し要請する

ある。 ては一 十二件(手数料二万四千六百円) 屋外広告物の取締について一層強力に実施すべき 部の者が申請するといつた状況で等閑視して 即ち二十九年度における許可 であつて現状にお '申請件数は僅か 六 で 15

るように 思われ .るので条例の主旨から して徹底的に

締を強化し不断の指導と監視に積極的努力を望む。 の点についても適切なる措置が必要である。 お専任職員もなく経費の不足に起因しているが これら な取

管 理 昭和三十年十一月三十日監査

監査委員

監査概況

をされた 円をもつて、 とは遺憾である。 ところであるが財政事情に制約を受け遅延している の多額に上つている現状であつて、 二十九年災害までの残工事が四億五千七百六十余万円 事業未完成により二千九百八 災害工事の早期復旧については、 他の事情を考慮の上極力国庫負担金及び起債等を獲 し事業の緊急度並びに経済効果を考慮 63 災害復旧事業を施行したのであるがなお なお鳥取火災による区画整理事業の 即ち本年度二億四千六百五十八万余 十万円 毎年指摘 本県の特殊地形そ (内家屋移転関係 と格段の配 7 15 中 ح

業者の経理指導が緊要であるのにか

んがみ、

度よ

請負制度の合理化、

工事費の効率化のた

めには建設 本年

り業者の格付実施上の基礎資料として決算書等を提出

KC

3

度に繰越しているが、 **え早期完成を図るよう適確なる措置を講す** 一千五万円、 墓地移転関係八百六十二万円)を三十年 同復興事務所の閉鎖 期 ベ き を で α カゝ あ

ので、 負担額は約七百七十余万円あり、 修繕費等義務的経費及び需用費の運営につき再検討 関として諸事業の運営に支障をきたしている面もある 職員等の賃金の支払に困難を生じ土木行政の第一線機 る実状であり、また事業の不執行(繰越)に伴い臨時 要する。 管下各土木出張所における臨時職員並びに燃料費 に措置を講ずるとともに常に各所の実態を適確に し出張所の運営に万遺憾なきを期せられた 関係当局はこれら支払義務のものに対 即ち本年度末における各出張所の予算外義務 各所とも苦慮してい しては早 15

千三百余万円で歳出済額に比較し二千四百九十余万円

この中繰越財源一千六百五十余万円を留保し

て

も八百三十余万円の県費余剰となつている

0 中

監 き 間 円

純県費を見込ん

だが特定財源の収入済額は一億五

とれに対する財源の状況は予算に

おい

て一百八十

万余 る。

余儀なくし差引一億二千八百余万円執行して

15

が指 き一層強力に励行されたい。 したが、 査の結果土木出張所等第一線機関の技術職員不足に因 技術的検査指導を反復していることは結構である。 検査の徹底に重点を置きほとんどすべての箇所に 工事監督の 工事の施行に対する第一線機関の指導監督は、 摘され 検査の厳正徹底は最も緊要と認めるので引続 当局に対して善処方をしばしば強く要望 不徹底検収その他工事事務の適正化の

要

措置されず年々指摘を繰返すことは遺憾につき早急善 処されたい 境港における恒久施設整備計 画及び港湾管理の 75 7 問題

しては

それぞれ出先機関の監査に指摘

したが容易

K

港湾船舶の維持管理、

荷揚場上屋施設の復旧等に

等は県として重要な事項であつて一課局にお 処理

監査概況 そのほか特別港湾整備に対する起債不承認による執行 事の る三百四十余万円等合計一千三百五十 減三百四十余万円、 であるが、 各種事業に対する本年度予算額は一億七千六百余万円 改良事業四河川、 推進を図ることが肝要である。 底を欠く憾があると認められるので更に積極策を講じ いるが経費僅少のため適時調査による実態はあくに徹 人建設業簿記手引等により三地区で講習会を開催 当課所管にかかる河川港湾の維持、 何 一部工費金三千四百六十余万円を翌年度繰越し 港 財政事情、 監査委員 局部改良事業六河川 河床堤防維持修繕工事の振替によ その他の事由によつて中小河川 昭和三十年十一月三十日監査 本 管理及び改修等 余万円事業抑制 計十河川 のエ L 7

Ŧī. 課のみでなく全般的な問題では 処理に関してはい できな して推進されたい 当課所管の各種工事は県直営施工のものが多い 15 ことが らで P は あ るが **県政総合企画**

う特に事務指導につ いても留意され しくも形式的に陥ることのな もるが、 た () 直営工事事務 15 ょ

監査委員 昭和三十年十 松 本 利 治

一月三十日

監査

監査概況

の工事 K 直営を旨としてい 切円滑に行つてお 事業の実施に対する主務省との協議連絡は早期且 の実施認可を受けて着工したが財政事情等により 床固工二〇、 おけ 本年度通常砂防事業は四一溪流に対し堰堤工三三、 る工事 (工費 | 千七百余万円)を翌年度繰越 護岸工一三との工費一億三千四百余 0 る点にか 工 が結構であ 及び ح n h がみ、 るが、 K 対 特に各土木出張所 本事業の施工は る 検査 して 事事 一つ適 部 15 県 る。

昭和31年2月29日

5

意された う適正処理等 15 0 き -層厳正な監督指導をなすよう

0

還

٤

717

あるが、 るが、 の連けいを一層密にし、早期遂行を期せられたい 総合的見地から対策を樹て具体的方針を確立すべき 防事業の 本県河川の特殊性か 本年度改訂計 現状をもつてしては早期完遂は到底望み難 国の計画とも密接な関連があるので主務省 推進は従来計画的全面 画の遂行につき県としても財政等の 5 て特に災害防止 的に実施され の見地か 0 ٠, うあ 15 で 0

等合計五百十九万余円とを差引考慮しても概ね平 繰出してい 六百二十余万円を生じこの中一千四百万円一般会計 幡郷県営発電事業は昭和二十九年度事業剰余金一千 し順調に運営しているものと認めた。 と本年度補債工事及び水路復旧工事その 水車発電機施設費二千万円 、るが、 収支内容を検討すると前年度臨時 (保証期間満了に 年度 t 的 K

され 鹿県営発電建設事業は財源の たたた め事業を 7 起債が予定通り 63 る 仮設工事 認 0 可

善等について遺漏のないよう配意が肝要と認めた。 整等準備態勢の整備及び現場職員の充実並びに待遇改

建

昭和三十年十

一月三十日監査

監査委員

施工、

原材料の購入

補償問題特に営林署との連絡調

滑な執行を図らしめることが肝要である。

L

7

誌を作成し励行するよう考究され

報(号外)第15号 Д るので責任の所在を明確にするため工事個所別監督日 底し難い面があるたで関係部課は委任工事の財源を極 分が年度後期に集中しているため工事現場を担当する 指導に充分手が行届かない実情である。二十九年度中 力早期確保し委任時期を早めることに留意すべきであ 技術職員は一人平均数箇所を受持ち現場者導監督は徹 工事は十二件、 億一千余万円、 における県営建物の建築営繕工事は五十一件総工費一 な運営を図るよう留意されたい。 ているので貸付料の徴収方法等についても検討し円滑 また家屋貸付料の滞納は無届退居者等もあつて増加 あるので管理の強化を図ることが必要である。 営繕工事の施工期間が年度末期に集中するため監督 また業者の選定等についても特に慎重を期すべき 一億七千九百余万円に上つているが、 なお工事現場監督員の監督記録は不充分であ 総工費六千八百八十余万円、計六十三 とのほか他の地方公共団体からの委託

この中大部

普及啓蒙に努め万全を期するよう職員配置、予算的措 施されたい。建築基準法施行以来、 充分な取締の成果が挙つてい 築駐在職員 域の広汎と業務の性質から常時の建築指導に至難の面 をだたず本年度県下で百九十件摘発している。確認地 ているが、 いるが担当業務量の過大、或いは活動経費等の問題で 建築指導については適切な措置を講じ一層強力に 現在本庁のほか倉吉、米子各土木出張所に建 未だその主旨の不徹底のため違反建築が跡 ても検討し適切な対策を講じ業務の適 (技師一、 雇傭人一)をそれぞれ配置して ないので法の主旨徹底と 既に数ケ年経過 し

> 層配慮されたい。 極めて深刻なものがあるので、 り逐年建設に努力しているが、 百七十二戸と住宅金融公庫法に基くもの八十八戸であ 度住宅建設は公営住宅法による県営二十戸 住宅建設促進について一層積極的努力を望 今後の促進について一 未だ県下の住宅不足は 市町村分 可

理は管理員三名(建築、 区)を含め現在六百二十一戸であるが、 慎重を期されたい。 計画であつたが、設立公社の組織運営に当つては特に 金融公庫の融資の対象として本県住宅対策を推進する なお三十年度から財団法人として県住宅公社を設立 べきである。県営住宅は本年度建設分二十戸 の万全を期しているが不正入居、 入居者の中から管理人十六名を委嘱または任命し管理 県営住宅の維持管理並びに運営について一層留意す **倉吉、米子土木出張所長)** 中には悪質の者もあるようで 無届同居、 これが維持管 無届增築 (倉吉地 ٤

1/1

違反者が相当あり